

第74回道州制特別区域提案検討委員会 次第

日時 令和3年(2021年)9月7日(火) 15:30～
場所 WEB会議にて開催

1 開 会

2 挨拶

3 正副会長選任

4 議 事

(1) 北海道道州制特別区域計画について

ア 北海道道州制特別区域計画の概要について

イ 北海道道州制特別区域計画の変更について(令和3年3月)

(2) 道民アイデアの第1次整理について

自動走行車(レベル4)の商業レベルでの実用化

(3) その他

5 閉 会

【配付資料】

資料1-1 北海道道州制特別区域計画の概要
資料1-2 道州制特区提案状況
資料1-3 北海道道州制特別区域計画(平成19年度～令和7年度)
資料2 道民アイデア整理表「自動走行車(レベル4)の商業レベルでの実用化」

参考資料1 自動運転車の定義及び政府目標
参考資料2 北海道における実証試験の実例
参考資料3 自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドラインの概要
参考資料4 自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準の概要
参考資料5-1 自動運転に係る関係法令の改正【概要】
参考資料5-2 自動運転に関する関係法令等

第74回 北海道道州制特別区域提案検討委員会 出席者名簿

【委員】

（敬称略・五十音順）

氏 名	現 職	備 考
おお 太 田 あき 明 こ 子	太田明子ビジネス工房代表	
おお 大 原 まさ 昌 あき 明	北星学園大学経済学部教授	
きし 岸 もと 本 たい き 樹	北海道大学大学院法学研究科教授	
さ 佐 とう 藤 たい き 紀	株式会社エフエムもえる代表取締役社長	
つつみ 堤 えつ 悦 こ 子	北海商科大学商学部教授	
てら 寺 した 下 ま り 理	一般社団法人北海道総合研究調査会医療介護研究部次長	

【事務局】

氏 名	役 職
増 田 弘 幸	総合政策部地域行政局長
齋 藤 幹 夫	総合政策部地域行政局行政連携課長
永 井 宏 佳	総合政策部地域行政局行政連携課課長補佐
鈴 木 広 志	総合政策部地域行政局行政連携課分権係長
亀 田 拓 也	総合政策部地域行政局行政連携課主任

北海道道州制特別区域計画の概要

1 道州制特別区域計画の目標

(1) 北海道の設置

- ・ 明治2年、政府は「蝦夷」に11か国を設置し、「北海道」と命名。
- ・ 昭和22年、地方自治体としての北海道がスタート。面積の小さい順から積み上げると22都府県の面積に相当する地域の広域行政を効率的に実施してきた。

(2) 北海道の現状と課題

- ・ 人口減少や少子高齢化が急速に進む中、多くの課題に直面。
- ・ 未来に向けて活力あふれる北海道を築いていくためには、「食」、「環境」、「広大な土地資源」、「地理的優位性」などの「北海道価値」を最大限に活かした地域づくりを総合的に展開し、北海道の自立的発展を目指すとともに、バックアップ拠点としての役割の発揮を通じて、災害に対し強靱な国土の形成に積極的な役割を果たしていくことが求められている。

ア 多様な北海道の価値と様々な強みを活用

- ・ 安全でおいしい食や優れた自然環境、多様なエネルギー資源などの「北海道価値」を最大限に活用し、自立的な発展を図っていくことが重要。

イ 地域の暮らしを支えるための基盤の整備

- ・ 広域分散型の地域特性を踏まえ、広域的な視点から、医療福祉など都市が有する生活関連諸機能の効果的活用により定住条件を確保するなど、人口減少社会における地域づくりの取組が求められている。

ウ 広域的な視点からの自立的な地域づくりの推進

- ・ 市町村がまちづくりの総合主体としての役割を果たしていくため、道と市町村が連携、協働し、広域的な視点から効果的な政策展開に努めていくことが必要。

(3) 道州制特別区域計画の趣旨及び今後の取組

ア 目的

地方分権の推進、行政の効率化及び北海道の自立的発展を図ること

イ 計画期間

平成19年度～令和7年度 19年間

ウ 移譲範囲

道州制特区法により移譲が可能と認められた事務、事業等のうち、道が国から権限、財源の移譲を受けて自ら実施しようとする範囲を定める。

エ 今後の取組

(7) 地方分権の推進

- ・ 市町村の意向を踏まえながら、道から市町村への権限移譲の一層の拡大に努める。
- ・ 市町村の行財政基盤を強化するため、道市長会や道町村会と連携し、定住自立圏構想や広域連合などの広域的な連携を活用した地域づくりを進める。
- ・ 地域を重視した道政の推進を図るため、振興局を「地域づくりの拠点」とし、市町村など地域の関係者と一体となった地域振興施策の推進に取り組む。

(イ) 行政の効率化

- ・ 国、道、市町村の適切な役割分担の下で、行財政運営の簡素・効率化に努める。

(ウ) 北海道の自立的発展

- ・ 国に提案した項目のうち、札幌医科大学の収容定員の柔軟な変更が可能となったことや、水道法やJAS法に基づく監督権限の国からの移譲に伴って事業者への迅速かつ一貫した指導監督が実現したことにより、地域医療の確保に向けた取組や暮らしの安全・安心の確保などにつながってきている。
- ・ 今後、道民からの意見などを基に道の政策展開の円滑化や自己完結性を高めることにも留意しながら提案を積み重ね、国から道への権限移譲や全国一律の基準の緩和とともに、条例の制定範囲の拡大等を行うことにより、北海道の自立的発展を目指していく。

2 北海道が実施する広域的施策の内容

国から移譲を受けている事務、事業等と一体的に、次の広域的施策を展開。

(1) 地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供	(1) 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定
(2) 商工会議所に対する許認可手続等の円滑化	(2) 商工会議所に対する監督の一部
(3) 鳥獣の捕獲等の許可手続の円滑化	(3) 鳥獣保護管理法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可
(8) 地域医療を担う医師の確保	(4) 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止
(9) 水道水の安全性及び安定供給の確保	(5) 水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可

4 北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業

(4) 保安施設の整備等による森林の保全	(1) 民有林の直轄治山事業の一部（2地区）
(5) 砂防設備の整備等による土砂災害対策の推進	(2) 直轄通常砂防事業の一部（2水系）
(6) 道路の整備等による安全・安心な道路網の構築	(3) 開発道路に係る直轄事業（5路線）
(7) 河川の整備等による治水対策の推進	(4) 二級河川に係る直轄事業（2水系）

5 その他の取組

(1) 連携・共同事業

- 広域行政の推進に資するため、道と国の地方支分部局等が連携・共同して、事務、事業を実施。

○国所有林と民有林が一体となった森林づくり
○国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化
○防災体制や防災装備の一元的な管理・運用
○道路管理者が連携した案内標識の整備
など19事業

6 広域的施策の施策効果の把握及び評価

- 広域的施策の推進状況、効果について、毎年度、フォローアップ作業を通じて把握した上で、事務・事業等の実施によりもたらされる地域社会や本道経済への影響等を適切に評価する。

7 今後に向けて

(1) これまでの取組の主な成果

ア 国からの移譲を受けた事務・事業について

- これまで道が実施していた事務・事業と一体的に行うことにより効率的な執行が図られているほか、申請窓口の一本化や事務の処理期間の短縮化といった道民・利用者の利便性向上が図られている。
- 権限の一部の移譲を受けた事務については窓口が依然として国と道に分かれていることや、財源の確実な措置を図るためのルールの確立などが課題。

イ 権限移譲等を求める国への提案について

- 道民から広く意見などを募集し、それを基に委員会で審議し、国に提案していくという仕組みは、道民ニーズを踏まえた提案を直接国に届けることにつながり、道民の理解や関心を高める意義があった。
- 提案が実現したことにより、地方の裁量権が拡大し、事業者への迅速かつ一貫した指導監督が実現するとともに、暮らしの安全・安心の確保が図られるなど、本道の自立的な発展につながってきている。

(2) 道州制特区制度の有効活用に向けて

- 本道の優位性である「北海道価値」（食・観光、環境など）を最大限に活かし、自立的な地域づくりが可能となり、また、地方の裁量権の拡大につながるよう、今後も道民からの意見などを基に、力強い経済の構築や安全・安心な暮らしの実現などに向けて、国から道への権限移譲などを求める提案を積み重ねていく。
- 具体的な提案に当たっては、道民からの意見などを基に、道の政策課題の解決にも留意しながら、総合的に検討を行い、本道の自立的な発展につながる提案となるよう努めていく。
- 事務、事業の移譲に伴い必要となる財源が確実に措置されるよう国に働きかけていくとともに、地方分権に関する国の改革の動向を踏まえ、道州制特区制度の一層有効な活用に向けていく。

道州制特区提案の状況

	分野	提案項目	国の対応	国への提案時期等
第1回提案	地域医療	札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更	20年度省令改正により届出廃止	H19/10/3 第1回答申 H19/12/12 道議会議決 H19/12/19 国へ正式提案 H20/3/21 基本方針変更 閣議決定
		労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大	19年度政令改正により全国で実現済	
		地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大	北海道のニーズを見極めつつ継続検討	
	食の安全・安心	JAS法に基づく監督権限の移譲	21年度政令改正により全国で実現	
	くらしの安全・安心	水道法に基づく監督権限の移譲	20年度政令改正により21年度移譲 財源については交付金として73万円を措置	
第2回提案	環境	国土利用の規制権限等の移譲	農地転用許可は27年度の法改正により、保安林の指定・解除は27年度、28年度の法改正等により一部実現	H19/12/18 第2回答申 H20/3/26 道議会議決 H20/3/31 国へ正式提案 H21/3/27 基本方針変更 閣議決定
		人工林資源の一体的な管理体制の構築	現行制度で対応可能な範囲を明示し通知	
		森林関係審議会の統合	現行制度で対応可能であることを通知	
		廃棄物処理法に基づく権限の移譲	モデル事業の実施及び22年度省令改正により対応	
	観光	特定免税店制度の創設	別の手法による実現について別途検討	
		国際観光振興業務特別地区の設定	別の手法による実現について別途検討	
		企業立地促進法に基づく権限の移譲	29年度に別法律の改正により全国展開	
		外国人人材受入れの促進	道と定期的な意見交換を実施	
	地方自治	地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大	27年9月に地域限定特例通訳案内士制度が導入され、29年度法改正により全国展開	
		町内会事業法人制度の創設	現行で対応可能な範囲を明確化し通知	
	法定受託事務の自治事務化	関連の提案と一体的に検討		
第3回提案	地方自治・地域再生	維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止	維持管理に係る負担金制度を廃止	H20/7/18 第3回答申 H20/10/3 道議会議決 H20/10/8 国へ正式提案 H21/3/27 基本方針変更 閣議決定
		道道管理権限の町村への移譲	第2次一括法による道路法の改正により全国措置	
		福祉運送サービスに係る規制緩和	運用変更により全国展開	
		コミュニティハウスの制度創設	通知により推進。実施状況を踏まえ社会福祉法の見直しの中で制度化を検討	
		指定都市等の要件設定権限の移譲	現行制度で対応可能な範囲を明示し通知	
第4回提案	地方自治・地域再生	「条例による法令の上書き権」の創設	第1次・第2次一括法により条例制定権を拡大	H21/4/10 第4回答申 H21/7/3 道議会議決 H21/7/16 国へ正式提案 H22/3/26 基本方針変更 閣議決定
		国の出先機関等に係る予算・人員等の情報開示	現行制度で対応可能である旨を通知	
		郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大	現行制度で対応可能な範囲を明確化し通知	
	地域医療	過疎地域等における病院と診療所の連携に係る特例措置	基本的には対応困難 現行制度で一部対応可能である旨を通知	
健康づくり産業	健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設	機能性表示食品制度の導入(平成27年4月～)等により提案の趣旨は実現		
第5回提案	地方自治・地域再生	「ふるさと納税」のコンビニでの収納	23年度政令改正により全国で実現	H23/5/11 第5回答申 H23/10/7 道議会議決 H23/10/28 国へ正式提案 H24/2/10 基本方針変更 閣議決定
		自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大	登録権限の市町村への移行等について検討 現行制度で対応可能な範囲を明確化し通知	
		認定NPO法人の認定権限等の移譲に伴う国と連携を図る仕組みなどの法制化	現行制度で対応可能である旨を通知	
	観光	アウトドア事業者等による自家用有償旅客送迎	現行制度で実施可能な範囲を明確化し通知	
第6回提案	観光	第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲	着地型旅行商品の充実を図るため、第3種旅行業務等の範囲について、30年3月に国土交通省告示を改正	H26/4/10 第6回答申 H26/7/4 道議会議決 H26/7/10 国へ正式提案 H28/2/5 基本方針変更 閣議決定
	建築	建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲	対応困難であるが、認定に関する申請者の負担軽減措置を講じることにより、提案の趣旨に対応	
	食	栄養士・管理栄養士養成施設の指定・監督権限の移譲	栄養士に係る養成施設については、地方分権改革の検討状況を踏まえて検討 管理栄養士に係る養成施設については、対応困難	

※継続検討は網掛け、道の提案趣旨に沿った対応は白地

道民アイデア整理表

アイデア名	自動走行車（レベル4）の商業レベルでの実用化			
【アイデアの概要】				
○ 日本においては、都市における複雑な道路事情がネックとなり、完全自動走行は未だテスト段階にあるが、北海道の障害物等が少ない道路状況は自動運転の実用化に向いているものと思われる。				
○ 日本企業の自動走行テスト地として、また、すでに商業自動走行を実現している海外企業への商業的自動走行が可能な場所として、北海道を特区化することで、企業の誘致に伴う人口や税収の増加などの効果が見込まれる。				
【事実関係の整理】				
〔日本における自動運転の実現に向けた取組状況*〕				
分野	レベル	実現が見込まれる技術（例）	市場化等期待時期	取組状況等
自家用	レベル2	一般道での運転支援	2020年まで	・主要幹線道路において、直進運転が可能な運転支援機能を有するも、信号や交差点での支援機能は未実装 一部実現
	レベル3	高速道路での自動運転	2020年目途	・改正道路運送車両法の施行(R2.4) ・改正道路交通法の施行(R2.4) ・高速道路渋滞時における自動運転システム（レベル3）の市場化(R3.3) 目標達成
	レベル4	高速道路での自動運転	2025年目途	・民間において車両技術開発を推進、レベル4のビジネス価値を検討中 計画通り進捗
物流サービス	レベル4	高速道路でのトラックの自動運転	2025年以降	・実現に向けた2020年度前半の具体的な工程表を作成 ・民間において車両技術開発を推進 計画通り進捗
移動サービス	レベル4	限定地域での無人自動運転移動サービス	2020年まで	・限定地域での無人自動運転移動サービス（自動運転車の専用の走行空間でレベル4（相当））を実現（R1.11） ・限定地域における遠隔型（1.3）のレベル3での無人自動運転移動サービスが運行開始（R3.3～） 目標達成
	レベル2以上	高速道路でのバスの運転支援・自動運転	2022年以降	・宮城県などでBRT専用道区間での実証を実施 計画通り進捗
*「官民ITS構想・ロードマップ」（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議）資料より引用				
〔制度整備の現状〕				
○ 公道実証実験のための環境整備				
◆公道実証実験のためのガイドラインの策定（H28.5 警察庁）				
➢ 特段の許可等なしに実施可能な実験の対象を明確化				
➢ テストドライバーが運転者としての義務及び責任を負うこと				
◆公道実証実験に係る道路使用許可基準の策定（H29.9・R2.9改訂 警察庁）				
➢ 遠隔型自動運転システムや特別装置自動車の公道実証実験に関する道路使用許可の審査基準や条件を明確化				
➢ 監視・操作者が運転者としての義務及び責任を負うこと				

○ 関係法令の改正

◆道路運送車両法の主な改正内容（R2.4施行）

- 自動運行装置を保安基準対象装置に追加するとともに、その保安基準を制定
- 自動運行装置には、作動状態装置の具備を義務付けるとともに、その記録項目等の基準を策定

◆道路交通法の主な改正内容（R2.4施行）

- 自動運行装置を使用して自動車を用いる行為を「運転」に含むと規定
- 作動状態記録装置による記録及び保存を義務付け

○ 令和2年度自動運転の実現に向けた調査研究報告書（R3.3 警察庁）【抜粋】

- 自動運転技術は今後更なる発展や革新の余地がまだあると見込まれるものの、早期に実用化される可能性がある自動運転移動サービスは、従来「運転者」に求められていた運転操作に係る対応を全て代替できるほど自動運転技術の研究開発が進展しているかどうか必ずしも明らかではない。
- 現場の個別具体的な対応等の自動運転システムが対応することが必ずしも期待できないものに関しては、個別のケースに応じ、自動運転システムによる操作や人間による関与等の組合せにより、全体として従前と同様以上の安全性を確保することが適切。
- 自動運転移動サービスを提供する主体の審査等を行うことにより、かかる主体が道路交通の安全と円滑を確保しつつ、安全性を担保する枠組みを整備することが必要。

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

<理由>

自動運転については、運転手不足や移動弱者の移動手段の確保などの社会課題の解決に資する一方、多様な走行環境や運行条件が存在する中で、従来と同等以上の安全性が求められるところである。

現在、国では、その実現に向けて、自動運転に係る政府全体の戦略である「官民ITS構想・ロードマップ」に基づき、民間企業等と連携しながら、個別のケースに応じた安全性を確保した上での高速道路や限定地域における実証の実施をはじめ、自動運転システム利用中の交通ルールの在り方などの制度整備や各種技術開発に取り組んでいるところであり、安全性を含め、制度や技術の確立されていない段階における規制緩和は適当ではないため、一旦検討終了とする。